



薩摩川内市

中小企業災害復旧資金利子補助金

令和3年7月10日の大雨により被害を受けた市内の中小企業者又は組合の復興促進を図るため、対象資金の借入に係る利子の一部を補助します。

補助対象者

1. 鹿児島県中小企業制度資金融資要綱（以下、「融資要綱」という。）第2条第1号に規定する中小企業者又は第2条第2号に規定する組合
2. 市税の滞納が無い者
3. 令和3年7月10日の大雨の被害を受け、り災証明の交付を受けた者

対象資金

1. 株式会社日本政策金融公庫及び株式会社商工組合中央金庫の災害復旧のための資金
2. 融資要綱3条第9号に規定する緊急災害対策資金
3. 県内市町村の制度資金で、災害復旧のために利用できる資金

融資のお申込みにあたっては、最寄りの商工会議所・商工会又は金融機関へご相談ください。

対象資金の条件

令和3年7月10日～令和3年12月31日までに借入申込みを行ったもの

融資対象者1人当たり1,500万円を限度とし、融資対象者が複数の災害復旧資金の融資を受けているときは、その融資総額から当該融資対象者の選択した災害復旧資金を交付対象とします。

交付期間

対象資金の償還を開始する日の属する月から起算して5年

対象経費

令和4年1月1日から令和4年12月31日までの間において支払った対象資金（上限1,500万円）に係る利子（延滞利子を除く）

補助率

融資額により異なります。

申請方法・申請書類

交付期間（前年の1月1日から12月31日）の令和5年2月3日までに以下の書類を御提出ください。郵送でも構いません。（当日消印有効）

1. 中小企業災害復旧資金利子補助金交付申請書
2. 中小企業災害復旧資金利子支払証明願
3. り災証明書又はその写し
4. 事業報告書
5. 市税の滞納がない旨の証明書
6. 中小企業災害復旧資金利子補助金交付請求書



問合せ先・申請先

薩摩川内市役所 経済政策課 経済グループ 電話：0996-23-5111（内線：5752）